

様式第4号(第6条関係)

平成25年度 第1回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成25年5月30日(木)	
開催場所	奈良市役所北棟6階 第23会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 中川 雅晴	
審議対象期間	平成24年11月1日 ~ 平成25年3月31日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 406,417,500,519 (奈良市) 入札番号 81(水道局)
一般競争入札	167	
指名競争入札	33	
随意契約	4	
合計	204	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	・コンサルタント業務について、入札参加条件及び仕様書等を詳細に規定できる案件について、一般競争入札を試験的に実施すべきである。 ・制限付一般競争入札において、等級区分内の業者数が少ない等級については、競争性を発揮する為にも、基準の見直しを行い、業者数を増やすべきである。	

別紙

1. 抽出案件について

委員長： 伏見中学校他4校園耐震診断業務委託で、全て落札業者が相違するのと、落札率が近似している結果について、担当課としてはどのように分析されていますか。

事務局： 落札率については、予定価格と最低制限価格を事前公表しており、全てそれに近い金額で落札という状況です。落札者につきましては、落札者について入札制限をしていないので、入札の結果としてしか言い様がありません。

小島委員： 2つの中学校を括るなら、それが最も合理的なのですか。

事務局： 大量になりますと、期間がかかるので、複数の業者が別々にされるとというのは、合理的ですけども、1棟1校ずつ分散する必要も無いと思います。その設計の括り方については、担当課の方で判断して載っています。

中川委員： 実施時期というのは固まっているのですか。

委員長： 時期はほぼ固まっていますね。1週間ぐらいの間に。

委員長： 全部落札というケースは考えられないのですか。

事務局： 応札に関しては、入札日時をずらしていますので、落札後に辞退する事は可能です。

委員長： (仮称)奈良市住宅マスタープラン及び市営住宅ストック総合活用計画策定に伴う基礎調査業務委託というコンサルタント業務で高落札率の理由を説明して下さい。

事務局： コンサルタント業務の指名の選定基準としまして、コンサルタント業務の中の都市計画部門の登録のある内、市内営業所の中で同種の業務の実績が有るというものを指名しています。工事に関わるコンサルタント業務以外は、予定価格、最低制限価格を非公表にしていますが、結果としてかなり高落札率になったという案件です。

委員長： 制限付一般競争入札でしていない理由は何ですか。

事務局： 業務に関しまして、かなり特殊で専門的な分野なので、事前に調査しまして、こちらで知り得ている業者を指名しました。成果品の確実性を重視して指名という方法で執らせて戴きました。

委員長： 今のは、一般競争入札一般に関わる話です。この案件について、一般論を超えた説明がなければならぬと思ったのですが。

事務局： コンサル業務自体幅が広く、かなり専門的な分野があり、成果品が不十分であるという結果を招きかねないという事も有り、特に大きい案件は別としまして、指名競争入札で実施しています。

委員長： 専門性に長けていない業者が、不良業務という事例がありますか。

事務局： 奈良市では、コンサル業務の成果品に対し、工事のように検査や点数付が出来ていません。コンサル業務に基づいた業務への影響を考えると、整った成果品を望むのが、当然発注者側の思いですので、致し方ない部分もありますが、一般競争入札への検討を進めなければならないと考えております。

小島委員： 計画を策定する為の材料を集める業務なら、ある程度ポイントを絞り、仕様書を作り易い案件かと思えます。コンサルタント業務一般として移行が困難であるならば、徐々に移行していく場合の、試行として一般競争入札が出来る案件かと思えます。

事務局： 今回は指名競争入札ですが、コンサル業務についても、部分的に一般競争入札の実施を増やしている途中です。全てを一般競争入札に当てはめるのは中々難しいというのが現状で、極力一般競争入札に移行するという方向で基準作りを一步步進めている段階です。

委員長： 落札率の高さはどのように考えますか。

住宅課： マスタープランについては、必須項目があり、その項目を作るために必要な資料の考え方により、金額的には差が出て来ると思えます。

中川委員： コンサル業務と言うのは、どういう人を使うかにより幅があるのは理解できますが、500万円が1者だけなののが何故かが、もう少し分かるような説明があればと思います。

委員長： 予定価格の積算はあるのですか。積算工事単価があってそれに基づいているのですか。

住宅課： 経費については国交省の単価です。

委員長： JR 奈良駅東口駅前広場及び市道中部 626 号線整備工事は総合評価方式という事ですが、技術点の項目とか点数をどうするかというのは、別の委員会で検討されているのですか。

事務局： 内部の組織もありますが、外部の総合評価の委員会で、各工事毎に合致した評点のつけ方を設定して戴いて、それに則って評価しています。

委員長： 入札参加資格で、建築一式工事の等級が「A」が 11 社という話でした。これは少なくないかという気もします。等級「A」の業者数を増やすような検討はしないのですか。

事務局： 30 社くらいあれば一番競争性が高いと考えますので、確かに少ないと感じていますが、現在変更は考えていません。ただ競争性を発揮できませんので、市外業者も含めて競争性を図る方針を考えなければならぬと思います。

委員長： 建築一式ですと、「A」ランクが 11 社、「B」ランクが 8 社。これを合わせて「A」ランクにしようという検討は無いのですか。

事務局： 基準設定を下げて、「A」「B」を一つになるような規模は考えられない事は無いです。ただ、現在「B」ランクの位置付けの業者が「A」ランクの仕事がどこまで出来るかという点、少し不安な点もあります。

中川委員： 入札者数が少ないのは、この案件は特殊工事という事が原因なのか、その辺りはどうでしょうか。

事務局： 実際競争をするに当たっては少なくとも 10 社は欲しいという思いは確かにあります。総合評価に関しては、ある程度の参加者が無いと評価の対象もし難いかと思いますので、極力多いほうが良いです。

委員長： 「庁舎充電設備設置工事」は、応募社が 20 社あるのに、落札率が 100%です。その理由の説明をお願いします。

事務局： 奈良市の場合 3%制度と言いまして、予定価格と最低制限基準価格を事前公表し、開札当日、入札参加者の中から 2 名を選任しまして、97.0 から 99.9%の範囲で数字を引いて戴きます。今回は 99.9%という算出割合になり、最低制限価格を 19 社が下回ってしまい、結果的に福本電工が予定価格の満額を入札していた為に 100%で落札ということになりました。事務局としては、3%制度について、廃止を含めた検討を進めていきたいと思っております。

委員長： 入札は、積算してもらい、低い値段をだしてくれた所に仕事を発注するというのが主旨なので、本来の入札制度の主旨が余り働いていない感じがします。最低制限基準価格を見て、入札している気がします。予定価格の事後公表というのは全く考えてないのですか。

事務局： テスト的に事後公表するという方策もあるのかなと思います。

委員長： 口径 100～50 耗配水支管改良工事に伴う路面復旧工事ですが、同じ様な工事が 9 件されていますが、それぞれ 9 件の落札業者が違うのと、高落札率の理由の説明をお願いします。

水道局： 水道局も、舗装の総合評定値を持っている業者が 98 社あり、それを設計価格によって 3 グループに分けて順番に入札をしております。また 3%ルールに基づき、判定割合が 99.9 となり、25 社が最低制限価格を下回り、福島工務店だけが、所謂未満にならなかったという事で、落札率が 94.9%という形になっております。

小島委員： 不調の案件は無いのですか。

事務局： 従来 1 社入札は不調とする制度でしたが、入札要件を緩和しようのない一般競争入札の場合、平成 24 年 4 月に契約規則を改正し、入札は有効とさせて戴いております。